

運 営 規 程

社会福祉法人 敬信福祉会
あいの里ケアプランセンター

あいの里ケアプランセンター 指定居宅介護支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬信福祉会が設置する あいの里ケアプランセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、および要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、指定居宅介護支援サービスの提供を確保することを目的とします。

(事業の運営方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

3 事業所は、利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

5 前各項のほか、「大東市指定居宅介護支援事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例（平成30年大東市条例第7号）」に定める内容を遵守し、事業を実施します。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行いません。

(事業者)

第4条 事業者の名称・所在地は、次のとおりとします。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 事業者名 | 社会福祉法人 敬信福祉会 |
| (2) 代表者氏名 | 理事長 兼俊 佐代美 |

- (3) 法人所在地 大阪府大東市大字龍間 6 7 3 番地 3
- (4) 法人連絡先 電話 072-869-0788 ・ F A X 072-869-0577
- (5) 法人設立年月日 平成 7 年 1 1 月 2 日

(事業所の名称・所在地)

第 5 条 事業を行う事業所の名称・所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 あいの里ケアプランセンター
- (2) 所在地 大阪府大東市幸町 1 番 7 号

(職員の職種・員数・職務内容)

第 6 条 事業所の職員の職種・員数・職務の内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1 名 (常勤職員・介護支援専門員と兼務)

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項の指揮命令を行います。

- (2) 介護支援専門員 3 名 (常勤 1 名、非常勤 1 名、管理者兼務 1 名)

要介護者等からの相談に応じ、および要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

なお、業務の状況により、増員できるものとします。

(営業日・営業時間)

第 7 条 事業所の営業日・営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日まで
(但し、1 2 月 3 0 日から 1 月 2 日までは休業)
- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 6 時まで

(指定居宅介護支援の提供方法・内容)

第 8 条 指定居宅介護支援の提供方法・内容は次のとおりとします。

- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
当事業所内相談室において行います。
- (2) 課題分析の実施
 - ① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して行います。

- ② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握します。
 - ③ 使用する課題分析票は「居宅サービス計画ガイドライン」方式とします。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成
- ① 利用者およびその家族の希望、並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標および達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
 - ② 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき、文書の交付および口頭により説明し、文書に利用者の署名（記名押印）を受けるものとします。
- (4) サービス担当者会議等の実施
- 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとします。
- (5) 居宅サービス計画の確定
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとします。
- (6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携
- 介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとします。
- (7) サービス実施状況の継続的な把握および評価
- 居宅サービス計画の作成後においても、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。
- (8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有
- 地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、協力するよう努めます。

(利用料等)

第9条 居宅介護支援の法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）とします。

- 2 法定代理受領以外の利用料の支払を受けたときは、領収書および利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を交付します。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費の徴収は行いません。
- 4 指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容および支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとします。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとします。

- (1) 大東市 (2) 四條畷市 (3) 寝屋川市 (4) 門真市 (5) 東大阪市

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録します。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(苦情処理)

第13条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め、または当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導・助言を受けた場合は、当該指導・助言に従って必要な改善を行います。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合は、当該指導・助言に従って必要な改善を行います。

(個人情報保護)

- 第14条 事業所は、利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- 2 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備します。
- 2 事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けます。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年2回
 - 3 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
 - 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
 - 5 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存します。
 - 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬信福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

附 則

この規程は、平成18年9月28日に制定し、平成18年11月1日から施行する。

附 則

平成12年4月1日制定施行の居宅介護支援事業所あいの里竜間の運営規程は、平成18年10月31日で廃止する。

附 則

この規程は、平成19年1月8日に一部改正し、同日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月1日に一部改正し、同日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月24日に一部改正し、大阪府知事へ届け出た日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日に一部改正し、同日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日に一部改正し、同日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日に一部改正し、同日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年2月1日に一部改正し、同日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日に一部改正し、同日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日に一部改正し、同日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月15日に一部改正し、同日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月29日に一部改正し、同日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日一部改正し、同日施行する。(介護報酬改定による改正)